

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	都市計画法施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省都市局都市計画課	電話番号: 03-5253-8111 e-mail: Hqt-Tokei@mlit.go.jp
評価実施時期	平成28年11月16日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>都市計画法第33条は、良好な市街地の形成を図るため、宅地に一定の水準を確保することを目的として、開発許可に係る基準を定めている。さらに技術的細目の一つとして、都市計画法施行令(以下「令」という。)第25条第6号において、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の場合、開発区域の面積の3%以上の公園等を設置することが規定されている。また、令第29条の2第2項第3号において、技術的細目に定められ制限の緩和について定められている。</p> <p>今般、公園等の整備が進展して、地域における公園面積が増加していること、人口減少、少子高齢化や市町村合併の進展による市域の拡大などにより小規模な公園等の管理についての地方公共団体の負担が増加しているとの声があること等を踏まえ、開発区域内の居住者の利便等に影響を与えない範囲内において、条例により、地方公共団体の判断において公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度の緩和を行うことができるよう、措置することとする。【規制の緩和】</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	都市計画法施行令第29条の2第2項(条例で技術的細目において定められた制限を緩和する場合の基準)
想定される代替案	<p>公園等の設置に係る下限面積の基準は、良好な宅地水準の確保における公園等の設置について、その規模を一定以上とするために設けられたものである。下限面積の基準の緩和に当たり、代替案は複数想定されるが、今回の規制の緩和は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)等を踏まえ、良好な宅地水準を確保するため、開発区域に一定の公園や緑地等を設置するという政令の趣旨、地域における公園面積の増加、地方公共団体の負担等を総合的に勘案した結果、小規模開発を防ぐことができ、かつ、公園等の規模の拡大が図られる値として、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度を条例により地方公共団体の判断において0.3ヘクタールから1ヘクタールに緩和することが最も適切であると判断したものである。</p>	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	特になし
	(行政費用)	特になし
	(その他の社会的費用)	特になし
規制の便益	便益の要素	
	<p>本規制案(規制の緩和)により、公園等の設置が義務付けられる0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が、地域の実情に合わせた適正な規模の開発行為となる。あわせて公園等の効率的な管理に資する。</p>	
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>本規制案(規制の緩和)を実施しても、規制の費用は特段発生しない。</p> <p>一方で、公園等の設置が義務付けられる0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が、地域の実情に合わせた適正な規模の開発行為となる。あわせて公園等の効率的な管理に資することから、当該規制の便益は、規制の費用を上回ると言える。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)において、令第25条第6号については、「開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置を義務付ける下限面積に係る基準(施行令第25条6号)については、政令を改正し、0.3ヘクタール以上の一定の範囲において条例(制定主体は都道府県及び市町村)で定めることができることを平成28年度中に可能とする」とこととされた。</p>	
レビューを行う時期又は条件	平成33年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。	
備考	<p>今回の改正は、公園等の設置が義務づけられる開発区域の面積の最低限度に係る制限を緩和するものである。</p> <p>公園等の設置が義務付けられる0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が、地域の実情に合わせた適正な規模の開発行為となる。あわせて公園等の効率的な管理に資することとなる。一方で、本規制案(規制の緩和)の費用は特段発生しないことから有効なものである。</p>	